

千葉県自治会館
ブラインド等設置工事業務
仕様書

平成29年12月
千葉県市町村総合事務組合

1 総則

1-1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、千葉縣市町村総合事務組合（以下「本組合」という。）が所有する千葉県自治会館（以下「本会館」という。）に設置するブラインド設置工事業務（以下「本業務」という。）において、本業務の範囲、内容、本業務に応募する事業者（以下「事業者」という。）に要求する水準及び事業者が果たすべき役割を想定し、事業者が提案する際に必要な具体的な指針を示すものである。

事業者は、本仕様書に記載された事項について、実施方法等について提案すること。

2 業務の概要

2-1 業務の目的

本会館は、現在、ダブルスキン（二重窓）内に電動式ブラインドを設置しているが、このブラインドの不具合により使用しないこととすることに伴い、企画提案されるブラインド等を室内に設置することとする。

企画提案されるブラインド等の設置にあたっては、次の事項の実現を目指す。

- (1) 本会館に勤務する職員が操作しやすいものとし、誤操作を防ぐ工夫等が施されていること。
- (2) 破損や故障した場合、修理等が簡易であり、早期に対応できること。
- (3) 災害やトラブルが発生しても、業務が継続できる又は早期に業務が復旧できる物品を導入し、災害等への対応強化を図る。
- (4) 環境に配慮した物品を選定すること。

また、現在設置している電動式ブラインドについては、企画提案されるブラインド等を設置後、ブラインドを上げきりヘッドボックス内に収納した状態とし、別途、時期を見て撤去することとする。

2-2 業務の範囲

本業務で実施する業務範囲（窓枠の大きさ）の概要は、次のとおりとする。

階数	巾 (mm)	高さ (mm)	数量	単位
2	730	2,730	2	箇所
	1,530	2,730	42	箇所
	890	2,730	2	箇所
	950	2,730	2	箇所

階数	巾 (mm)	高さ (mm)	数量	単位
3	730	2, 730	1	箇所
	1, 530	2, 730	29	箇所
	890	2, 730	1	箇所
	950	2, 730	1	箇所
4	730	2, 730	2	箇所
	1, 530	2, 730	42	箇所
	890	2, 730	2	箇所
	950	2, 730	2	箇所
5	730	2, 730	2	箇所
	1, 530	2, 730	42	箇所
	890	2, 730	2	箇所
	950	2, 730	2	箇所
6	730	2, 730	2	箇所
	1, 530	2, 730	42	箇所
	890	2, 730	2	箇所
	950	2, 730	2	箇所
7	730	2, 730	2	箇所
	1, 530	2, 730	42	箇所
	890	2, 730	2	箇所
	950	2, 730	2	箇所
8	730	2, 730	2	箇所
	1, 530	2, 730	29	箇所
	890	2, 730	1	箇所
	950	2, 730	1	箇所

窓枠は本組合職員が採寸したものであるもので、実際に設置する前には、採寸すること。実際に採寸した後に、職員が採寸したものと差異があった場合でも、金額等の変更は認めない。

設置しようとする場所に既に備品が設置されている場合は、その備品については、撤去し設置すること。

2-3 契約期間

契約年月日から平成30年3月30日（金）まで

また、本業務に係る作業については、土日祝日に実施すること。

2-4 スケジュール

事業者は、契約年日以降速やかに設置に係るスケジュールを提案すること。設置に係る作業は土日祝日に実施することとし、本組合の指示に従い、作業日を実施すること。

3 その他

3-1 秘密保持

事業者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。本契約終了後も同様とする。

3-2 再委託の禁止

本業務の事業者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本組合に提出し、本組合の承認を得なければならない。

3-3 瑕疵担保責任

本業務の完了検査後1年以内の仕様書との不一致が発見された場合、事業者は無償で是正措置を行うこととする。

3-4 仕様書に定めのない事項に関する協議

本仕様書に定めのない事項については、事業者と本組合が協議の上、定めるものとする。